

特別防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保護の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員、再委託を行う場合においてはその相手方（以下「中小受託事業者」という。）その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(送達)

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面又は電磁的記録をもって送達するものとする。

(特定資料の保護措置)

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

(特定物件の保護措置)

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料及び特定物件の複製等)

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(特別防衛秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの

指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則等)

第9条 乙は、社(工場)内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内(着工の時期が1箇月以内に到来するときは着工の日まで)に特別防衛秘密の保全に関する規則を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、前項により甲の確認を受けた特別防衛秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

3 第1項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

(1) 保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲

(2) 秘密区分の標記の表示方法

(3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備

(4) 社(工場)内における立入禁止に関する措置

(5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法

(6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法

(7) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項

(8) 非常の場合の措置

(9) 特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置

(10) その他必要な事項

(特定資料の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、特別防衛秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合は、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(再委託)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、再委託の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により、再委託を行う場合において、中小受託事業者は、本省の契約担当官等と秘密保持に関する規程を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により再委託を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を受託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 中小受託事業者の責に帰すべき事由により、甲が当該中小受託事業者との契

約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が中小受託事業者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責めに帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の中小受託事業者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該中小受託事業者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。